



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 トレーディア株式会社
代表者名 代表取締役社長 古郡 勝英
(コード 9365、東証第 2 部)
問合せ先 取締役総務本部長 山下 修一
(TEL. 078-391-7170)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 86 回定時株主総会での承認を前提として、現在の監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、従来からコーポレートガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を有する監査等委員会設置会社に移行することとしたものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 86 回定時株主総会において、必要な定款変更について承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものです。また、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、および業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが出来る旨の規定として定款第 29 条(取締役の責任免除)を新設するものです。その他上記の各変更に伴い、条数の変更、文言の整備を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

| | |
|---------------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日(予定) | 平成 28 年 6 月 29 日 |
| 定款変更の効力発生日(予定) | 平成 28 年 6 月 29 日 |

以上

(別紙)

定款・新旧対照表

(下線部は変更箇所を示しております)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第1条～第3条 (条文省略) | 第1条～第3条 (現行どおり) |
| (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人 | (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人 |
| 第5条～第10条 (条文省略) | 第5条～第10条 (現行どおり) |
| (株主名簿管理人) | (株式取扱規則) |
| 第11条 (条文省略) | 第11条 (現行どおり) |
| 第12条～第17条 (条文省略) | 第12条～第17条 (現行どおり) |
| (取締役の員数) | (取締役の員数) |
| 第18条 当社の取締役は、15名以内とする。 (新設) | 第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、15名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> |
| (取締役の選任方法) | (取締役の選任) |
| 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。 | 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ② (現行どおり) ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 |
| (取締役の任期) | (取締役の任期) |
| 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 | 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |

| | |
|--|---|
| <p>② <u>増員または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> |
| <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> | <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> | <p>(取締役会の決議の方法)</p> |
| <p>第24条 当社は、<u>会社法 370 条の要件を充たしたとき</u>は、取締役会の決議があったものとみなす。</p> | <p>第24条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の運営について法令または本定款に定めのない事項は、取締役会の決議をもって定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第27条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第28条</u> 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第29条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② <u>当会社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |
|--|--|

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③ 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(新設)

(監査役会規則)

第32条 監査役会の運営について法令または本定款に定めのない事項は、監査役会の決議をもって定める監査役会規則による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(新設)

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第31条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(削除)

第6章 会計監査人

(新設)

(新設)

(新設)

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 (条文省略)

(期末配当金)

第35条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(期末配当金の除斥期間)

第36条 (条文省略)

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 (現行どおり)

(期末配当金)

第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(期末配当金の除斥期間)

第38条 (現行どおり)